

## 人権の普遍性概念に関する理論的及び実証的研究

Theoretical and empirical research on the universality of human rights concepts

窪 誠(KUBO Makoto)

人権の普遍性に関する議論においては、西欧の伝統的価値観に立脚する人権概念に対して、アジア・アフリカなど他の地域文化根ざした固有の人権概念を対置するという形が取られがちである。本研究はそうした概念論争とは別に、実際の国際文書、国際判例に見られる人権概念のパラダイムが大きく変化しつつあることを実証的に明らかにしたものである。それを筆者は、旧来の近代的人権パラダイムから、新たな社会連帯パラダイムへの転換を名づけ、国際人権法学会の学会誌『国際人権』第22号(2011)において、「国際人権法のパラダイムチェンジ」の題名で掲載された。

まず、伝統的パラダイムを確認しよう。その特徴は、まず第一に、公的領域からの被支配者の排除という意味において、「支配者の人権」であるということ。次に、意思決定からの被支配者の排除という意味において、「支配者による人権」であるということ。そして、最後に、救済からの被支配者の排除という意味において、「支配者のための人権」であるということ。

こうした近代人権パラダイムが修正されざるを得ないのは、論理的必然であるといえよう。なぜなら、このパラダイムは、支配者の私的領域に囲われた人間の存在を否定するからである。雇用者に対する労働者、男に対する妻、大人に対する子ども、健常者に対する障害者、マジョリティに対するマイノリティがいわゆる私的領域なるものに追いやられてきた。ところが、人権は定義上「すべての者の生来の自由平等」を前提とするのであるから、それが実現されないのはおかしいと考えるほうが論理的である。

こうして、支配者の私的領域に囲われた人間の問題が社会化されることになる。本研究では、国際判例の検討をとおして、ジェンダー問題の社会化、および、ロマもしくはジプシーと呼ばれ差別されてきた人々の「社会包摂」を明らかにした。

こうして、徐々にではあるものの、旧来の近代的人権パラダイムは、新たな社会連帯パラダイムに変わりつつある。それは、ヨーロッパ人権裁判所やヨーロッパ社会権委員会などの国際的救済機関に、人々がアクセスできるという事実にとまらない。裁判所とは別の、国内人権機関という救済機関にも、人々はアクセスできるのである。つまり、救済手段が多元化しているのである。さらに、意思決定も多元化している。国連「国内人権機関の設置に関するパリ原則」は、国内人権機関のメンバー構成が、多様な社会構成を代表することを促すとともに、議会や政府に対して、政策提言を行う機能を備えることも奨励している。こうして、社会連帯パラダイムの下で、多様な意思決定手段と多様な救済手段が発展している。アジアでも、国内人権機関を設置し、国連人権条約の個人通報制度を受け入れる国が増えつつある。日本も、人権の社会連帯パラダイムという国際標準を、取り入れるべき時が来ているといえないだろうか。